

(証券コード7836)
平成28年 6 月 14 日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-2-1-1
アビックス株式会社
代表取締役社長 熊 崎 友 久

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年 6 月 28 日（火曜日）午後 6 時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年 6 月 29 日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-2-1-1
横浜ランドマークタワー 25階
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第27期（平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31 日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第 1 号議案 取締役 3 名選任の件
第 2 号議案 監査役 1 名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類および添付書類の修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.avix.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

全般的概況

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による成長戦略や金融緩和を背景に企業収益や雇用・所得環境に改善がみられ、緩やかな回復基調を示したものの、中国をはじめとしたアジア新興国や資源国等における景気の下振れリスクが継続するなど、先行きが不透明な状況で推移いたしました。また、広告業界における総広告費についても、ミラノ万博、企業業績の大幅な伸長、所得増への期待があったものの、「ソチオリンピック2014」、「2014FIFAワールドカップブラジル大会」開催に伴う反動減、海外経済の景気減速や個人消費の伸び悩みなどが影響し、通年で前年と同水準となりました（前年比100.3%）。媒体別では、マスコミ四媒体広告費は、全て減少となりましたが、インターネット広告費は、スマートフォン・動画等を利用した広告が堅調に伸長し、全体をけん引する形となりました。屋外広告費についても、外国人観光客増加に伴う影響もあり増加しております。

このような環境の下、当社は安定的な収益が確保できる体制を強化するためローコスト体質を維持しながら、ix-boardやDPS-150といった小型表示機を活用した機器リース事業や運営事業の強化にもつながる新規事業（SNS事業）の立ち上げを中心に展開を図ってまいりました。

当事業年度における事業別の活動と業績は以下の通りです。

① 機器リース事業

ix-board、DPS-150につきましては、多言語の表現できる看板として評価され、日本国内における外国人観光客の増加に伴い、飲食店舗などを中心に契約が増加しました。

当事業年度におけるix-boardおよびDPS-150等の小型表示機の売上高は、115,215千円と前事業年度と比べ17,771千円の増加となりました。これらは、全て複数年の契約となっておりますので、次期以降も安定的な売上が見込まれます。レンタルにつきましては、大型LED表示機の長期に亘るレンタル契約が中心のため、安定的な売上を計上しております。

以上により、ix-board、DPS-150および大型表示機のレンタル等を合わせた機器リース事業と致しましては、売上高190,911千円と前事業年度と比べ13,183千円の増加となりました。

② 運営事業

映像コンテンツにつきましては、重要なマーケットの一つであるパチンコホール業界において様々な規制が厳しくなったことから、映像コンテンツが制限を受けることとなり、映像配信の総契約数は減少しました。このような状況の中でも、簡易映像制作ソフト「TemPo、iTemPo」が堅調に契約数を伸ばしたことや、新規事業である『SNSと大型LED表示機とを連動した広告システム』が急速に市場での認知を進めることができるなど、今後の展開が期待できる状況を構築することができたものの、映像コンテンツおよび関連ビジネスの売上高は、169,274千円と前事業年度と比べ、6,711千円の減少となりました。メンテナンスにつきましては、保守契約件数およびスポットメンテナンス件数については、ほぼ横ばいにて推移しており、売上高は165,085千円と前事業年度と比べ2,696千円減少とほぼ横ばいにて推移しました。広告媒体収入とその他の運営事業収入を合わせた売上高は、32,452千円と前事業年度と比べ2,742千円の増加となりました。

以上により、映像コンテンツ、メンテナンスを合わせた運営事業と致しましては、売上高366,812千円と前事業年度と比べ、6,665千円の減少となりました。

③ 情報機器事業

当事業年度においては、映像コンテンツ同様パチンコホール業界において様々な規制が厳しくなったことにより、大きな金額の投資については抑制傾向が強く、その結果受注が減少しました。そのため、パチンコホール業界に頼った体制では大きな改善が見込めないという判断から、中国上場企業と提携し、中国製のLED表示機を扱うことといたしました。これにより、パチンコホール業界以外からの引き合いも増えており、当事業年度への貢献は小さいものの、次期以降の業績へ影響が期待できます。当事業年度の売上高は、181,433千円と前事業年度と比べ、134,553千円の減少となりました。また、中国製LED表示機を取り扱うことになったことから、従来の国内製LED表示機製品在庫を再評価し、評価減を行ったことにより売上総利益が減少しました。

次に当事業年度の販売管理費及び一般管理費につきましては、人件費は242,914千円と前事業年度と比べ、16,548千円の増加となり、その他の経費としては227,697千円と5,165千円の減少となりました。これは、全社で取組んでいる業務効率化に伴う経費削減が主な要因と考えられます。

販売管理費及び一般管理費の合計と致しましては、11,383千円の増加となりました。

これらの結果、当事業年度における業績は、売上高739,157千円（前期比128,034千円減）、営業損失104,496千円（前期は営業利益19,839千円）、経常損失114,156千円（前期は経常利益11,569千円）、当期純損失114,460千円（前期は当期純利益10,233千円）となりました。

事業別売上高

（単位：千円）

区 分	第26期（前期）		第27期（当期）		前期対比 （%）
	売 上 高	構成比 （%）	売 上 高	構成比 （%）	
機 器 リ ー ス 事 業	177,728	20.5	190,911	25.8	+7.4
運 営 事 業	373,477	43.1	366,812	49.6	△1.8
情 報 機 器 事 業	315,986	36.4	181,433	24.6	△42.6
合 計	867,192	100.0	739,157	100.0	△14.8

2. 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は、80,715千円で、その主なものは、レンタル資産62,146千円、リース資産14,989千円であります。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

① 事業領域の拡大

既にデジタルサイネージが一般的になっているパチンコホール業界だけではなく、小売店や飲食店、カーディーラーをはじめとした幅広い業態に対し、デジタルサイネージの集客効果等を十分にアピールして、その普及に全力を挙げてまいります。DPS-150、DPS-150Light及びix-boardはユーザーの初期投資を抑えて導入を容易にした普及型でもあり、今後も拡大展開していく予定です。当社では、こうした事業の延長線上にネットワーク化事業を捉えており、情報のデジタル化、ネットワーク化の流れの中で主要なプレーヤーとしての位置を確保したいと考えております。

② 在庫管理の厳正化

当期において大幅な在庫水準の引き下げを行いました。今後も引き続き在庫管理の厳正化を行い、社内ルールに基づいた適切な生産計画に沿って生産を実施してまいります。当社の製品在庫の大半は、LEDモジュールで汎用性が認められますが、営業と生産とが一層の情報交換の緊密化を図り、適切な生産量のコントロールを行うことで、在庫水準の更なる見直しと資産効率の改善を図る予定です。

③ ローコスト体質の継続

安定的に利益を計上できるローコスト体質を維持していくため、継続して経費の見直しを行っております。業務の効率化と集約化によって効率的な経営資源の配分を行いながら、一段の経費圧縮に取り組みます。

④ 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は、前事業年度及び当事業年度において、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、当事業年度においては、重要な営業損失を計上致しました。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しておりますが、機器リース事業の展開による成長基盤の確立や全社的なコスト構造の見直しによる収益性の改善、および資本の増強による安定的な財務基盤の実現等の経営改善策を引き続き実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

5. 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第24期	第25期	第26期	第27期
	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売 上 高(千円)	1,309,287	800,145	867,192	739,157
経 常 利 益(千円) (△ は 損 失)	48,578	△33,325	11,569	△114,156
当 期 純 利 益(千円) (△ は 損 失)	31,265	△34,275	10,233	△114,460
1株当たり当期純利益(円) (△ は 損 失)	135.33	△1.48	0.44	△4.95
総 資 産(千円)	1,262,513	1,400,223	1,543,900	1,319,421
純 資 産(千円)	479,481	445,205	455,439	340,888

- (注) 1. 記載金額は千円未満を、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行株式総数により算出しております。
当社は、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株を100株の割合で株式分割を行っております。

第24期は、情報機器事業において①文字メッセージによる販促「文字列マーケティング」を普及させるために最適な省エネタイプのLED表示機ボールビジョンの販売強化、②長期に亘ってご利用いただいている当社表示機のリニューアル提案の強化という戦略が功を奏し、大幅な増収となりました。運営事業やアセット事業（現機器リース事業）についても安定的な収益となり、経費についても年間を通してローコスト体質が実現できた年となりました。

第25期は、大型LED表示機において、長期レンタル契約の提供を始めたことにより、納品時の売り切りである販売契約が減少し、全体の売上額も減少いたしました。しかしながら、第25期よりサービス提供を開始した長期契約型のDPS-150が順調に受注を伸ばし、前述の大型LED表示機の長期レンタル契約と共に安定収益モデルの確立に向け大きく前進いたしました。

第26期は、機器リース事業において、DPS-150に多言語表示機能を付加したことで、外国人観光客へのPRが奏功し、大手飲食チェーン店や、ドラッグストア、小売店など他業種への導入が急増し、設置件数は堅調に推移いたしました。また、近年低調であった情報機器事業においても、サッカースタジアムなどで大型のLED表示機の受注があったことから、回復の兆しが見え、当期純利益においては、黒字化を実現することができました。

第27期（当期）の状況につきましては、前記「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

6. 主要な事業内容

当社は、独自技術による目の残像効果を応用したLED（発光ダイオード）表示機を開発・販売するファブレスメーカー（製造設備等を自社で保有せず、外注先へ製造委託する業務形態をとるメーカー）であり、主たる事業は、LED表示機を活用した販促支援サービスの提供やレンタル等を行う「機器リース事業」、映像コンテンツの作成や配信その他関連事業、メンテナンスを行う「運営事業」、表示機等の販売を行う「情報機器事業」です。

「機器リース事業」

当社のLED表示機（ix-board、DPS-150、DPS-150Light）等を活用した販促支援サービスおよびスポーツ・イベントレンタルが中心です。

① ix-board、DPS-150、DPS-150Light

月額サービス料にて新小型電子看板による販促システムを提供する事業

② スポーツ・イベントレンタル

スポーツマーケットやイベントマーケットを中心に当社製品をレンタル方式にて提供する事業

ix-board、DPS-150、DPS-150Lightは、携帯電話やインターネットで行われているメールマーケティングをリアル社会で実現するツールです。地域や時間軸に応じたメッセージをきめ細かく発信することで、優れた販促効果をあげることができます。

また、多言語表示対応しており、英語、中国語、韓国語、フランス語などさまざまな言語の翻訳および表示が可能となるため、外国人の集客にも効果が見込めます。月額のサービス利用料で導入可能な商品であり、取次店を中心に効率的な営業を展開することで、このマーケットの裾野の拡大を図り、映像コンテンツと並ぶ安定収益の柱として育成してまいります。

「運営事業」

LED表示機等の映像コンテンツおよびメンテナンスが中心です。

① 映像コンテンツ

LED表示機等のユーザーに対し、販売促進用を中心とした有益な映像コンテンツを提供する事業

② メンテナンス

当社製LED表示機ユーザーに対しての施工・修理・保守等のメンテナンス事業

当社のLED表示機が普及して設置件数が増加するにしがたい、当社の重要な事業分野となっております。特に、映像コンテンツは、近年デジタルサイネージという言葉とともに、液晶テレビやプラズマテレビを中心に商業施設などで設置が増加しており、当社のLED表示機だけではなく、その他のデジタルサイネージへの映像コンテンツ提供も行っております。また、映像コンテンツは内製化によって低価格で高品質のコンテンツ提供を行っており、顧客との契約件数も順調に増加しております。

メンテナンスは、エンドユーザーに長く効果的にご利用いただくために、表示機付随の消耗品について定期的に交換を実施するなど、保守活動を積極的に行っております。

「情報機器事業」

当社のLED表示機等を開発・販売する事業です。主な製品は次のとおりであります。

① サイバービジョン

目の残像効果を利用し、通常のLED表示機より少ないLEDの数で同等の画質が放映できるLED表示機です。通常のLED表示機に比べLEDの使用数を1/4に減らすなどして、その分LEDを装着していないスペースにLEDドライバー(ICチップ)等電子部品を埋め込み、非常に薄い表示機として製品化しています。サッカーグラウンド等に設置するイベント用横長LED表示機「ピッチビジョン」はこのモデルになります。

② ポールビジョン

LEDによって発光するユニット(通常高さ2メートルのスティック)を等間隔に並べて、コンピュータで制御された発光パターンを一定方向に流すことにより、目の残像効果が作用して映像が認識されることを利用したLED表示機です。新小型電子看板「DPS-150」、「DPS-150Light」及び「ix-board」は、ポールビジョンを小型化して通信機能を付加した新製品です。

③ A-Line

横一列にLEDを等間隔に配置したネオンサインシステムです。コンピュータ制御により発光パターン・色を自在に演出することが可能です。

各事業は相互に深い関連性をもっており、情報機器事業においてハードウェアの普及を図ることが、映像コンテンツ、メンテナンス等の運営事業の拡大につながるなど、各事業間において相乗効果が働くような運営を推進しております。

7. 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県横浜市西区

8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	18名	0名	40歳4ヶ月	8年4ヶ月
女 性	6名	0名	37歳7ヶ月	7年5ヶ月
合計または平均	24名	0名	39歳8ヶ月	8年1ヶ月

9. 主要な借入先

借 入 先	借入残高（千円）
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	570,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	129,580
株 式 会 社 横 浜 銀 行	75,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	75,000

（注）株式会社みずほ銀行の借入残高には社債残高150,000千円を含んでおります。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 普通株式／60,000,000株
2. 発行済株式の総数 普通株式／23,102,800株
3. 株主数 6,490名
4. 大株主

大株主名	持株数	持株比率
熊 崎 友 久	2,316,300 ^株	10.02 [%]
時 本 豊 太 郎	1,278,000	5.53
河 野 芳 隆	964,900	4.17
株 式 会 社 S B I 証 券	511,800	2.21
イ ン タ ー ウ ォ ー ズ 株 式 会 社	380,000	1.64
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	340,400	1.47
日 本 企 業 投 資 株 式 会 社	305,000	1.32
渡 邊 悦 子	275,600	1.19
楽 天 証 券 株 式 会 社	239,600	1.03
松 井 証 券 株 式 会 社	194,500	0.84

5. その他株式に関する重要な事項

平成28年5月13日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数は、23,842,000株となり、資本金および資本準備金がそれぞれ43,982,400円増加しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	熊 崎 友 久	管理本部本部長
取 締 役	桐 原 威 憲	
取 締 役	河 野 芳 隆	
監 査 役（常勤）	山 根 正 裕	
監 査 役	高 橋 俊 博	
監 査 役	小 崎 享	

- (注1) 取締役の河野芳隆氏は、社外取締役であります。
- (注2) 監査役の山根正裕氏、高橋俊博氏は社外監査役であります。
- (注3) 監査役の山根正裕氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- (注4) 監査役の山根正裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3. 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役		監査役		合計	
支給人員(名)	金額(千円)	支給人員(名)	金額(千円)	支給人員(名)	金額(千円)
3	55,000	3	8,160	6	63,160

(注1) 上記取締役には、社外取締役が1名含まれており、その報酬等の金額は、15,000千円です。

(注2) 上記監査役には、社外監査役が2名含まれており、その報酬等の金額は、5,760千円です。

(注3) 期末日現在の人員は、取締役3名、監査役3名であります。

4. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役	河 野 芳 隆	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	山 根 正 裕	当期開催の取締役会17回の全て、また当期開催の監査役会11回の全てに出席し、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	高 橋 俊 博	当期開催の取締役会17回のうち15回に出席し、また当期開催の監査役会11回のうち9回に出席し、必要な発言を適宜行っております。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ
2. 報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額 14.5百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 14.5百万円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅴ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の透明性、客観性、健全性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会からの信頼される会社を実現するため、内部管理体制の整備・強化を経営重要課題と位置づけ、積極的に取り組んでいます。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は小規模組織であることからコンプライアンス専担部は設置していませんが、代表取締役直轄の管理本部を相談窓口とし、コンプライアンス規程並びに内部通報規程を制定しており、役職員間で徹底しております。今後、定期的に取締役及び従業員を対象にコンプライアンス研修を実施し、企業文化としての一層の定着を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、原則毎月1回以上開催される取締役会のほか、取締役の職務執行に係る情報を文書取扱規程、稟議規程等に基づき適切に保存し、管理を行っております。また、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時間覧できる体制としております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役及びグループリーダーを中心に、災害・安全・コンプライアンスなど全社的なリスクの抽出・分析を行い、諸規定の整備等必要な対応を検討する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則毎月1回以上の取締役会に加えてグループリーダー会議を週1回以上開催して、業務全般、人事、組織等の諸問題について協議を行うことで迅速な意思決定と業務遂行を確保しております。取締役を中心に構成する内部監査委員会では、業務の適切性のみならず効率性についてもチェックを行い、適宜アドバイスを行っています。

⑤ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令並びに定款違反行為を認知した場合には、遅滞なく監査役に報告する一方で、監査役は、内部統制システムや重要な意思決定のプロセス業務状況を把握するために、取締役会やグループリーダー会など重要な会議に出席すると共に、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役や従業員に対し説明を求めています。

社内では、管理本部が監査役との接点になって、監査業務が実効的に行われるようサポートを行っています。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向け警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対応できる整備を行っています。なお、万一に備え、警察、顧問弁護士等の関係を強化するとともに、神奈川県企業防衛対策協議会に入会し、研修会への定期的な参加による情報の収集、社内への周知徹底に努めております。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

- ① 当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役3名で構成し、監査役も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しております。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査委員会、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査委員会は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

Ⅶ 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

(平成28年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資 産 の 部〉		〈負 債 の 部〉	
流 動 資 産	1,085,733	流 動 負 債	347,052
現金及び預金	680,948	支 払 手 形	11,235
受 取 手 形	16,120	買 掛 金	16,772
売 掛 金	112,245	1 年内返済予定の	
商 品 及 び 製 品	183,013	長 期 借 入 金	203,480
原材料及び貯蔵品	63,416	1 年内償還予定の社債	60,000
前 渡 金	22,645	リ ー ス 債 務	11,545
前 払 費 用	6,779	未 払 金	11,590
そ の 他	1,106	未 払 費 用	16,057
貸 倒 引 当 金	△ 543	未 払 法 人 税 等	933
		未 払 消 費 税 等	4,154
		預 り 金	3,927
		前 受 収 益	7,288
固 定 資 産	233,687	製 品 保 証 引 当 金	66
有 形 固 定 資 産	179,654	固 定 負 債	631,480
建 物 附 属 設 備	707	長 期 借 入 金	496,100
工具、器具及び備品	29,164	社 債	90,000
レ ン タ ル 資 産	97,786	長 期 預 り 金	18,044
リ ー ス 資 産	51,996	リ ー ス 債 務	27,127
無 形 固 定 資 産	17,214	そ の 他	208
ソ フ ト ウ ェ ア	16,263		
電 話 加 入 権	951	負 債 合 計	978,532
投資その他の資産	36,818	〈純 資 産 の 部〉	
投 資 有 価 証 券	5,638	株 主 資 本	340,978
破 産 更 生 債 権 等	514	資 本 金	479,481
長 期 前 払 費 用	3,792	利 益 剰 余 金	△ 138,502
差 入 保 証 金	24,754	その他利益剰余金	△ 138,502
そ の 他	2,632	評価・換算差額等	△ 90
貸 倒 引 当 金	△ 514	その他有価証券評価差額金	△ 90
資 産 合 計	1,319,421	純 資 産 合 計	340,888
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,319,421

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4 月 1 日)
(至 平成28年 3 月31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	739,157
売 上 原 価	373,041
売 上 総 利 益	366,115
販売費及び一般管理費	470,612
営 業 損 失	104,496
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	178
受 取 配 当 金	2
受 取 手 数 料	524
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,776
そ の 他	52
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	10,500
支 払 保 証 料	937
社 債 利 息	1,211
そ の 他	543
経 常 損 失	114,156
税 引 前 当 期 純 損 失	114,156
法人税、住民税及び事業税	304
当 期 純 損 失	114,460

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合
		そ の 他 利益剰余金 繰越利益金	利益剰余金計 合	
平成27年4月1日 残	479,481	△ 24,042	△ 24,042	455,439
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失	—	△ 114,460	△ 114,460	△ 114,460
株主資本以外の 項目の当期変動額	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 114,460	△ 114,460	△ 114,460
平成28年3月31日 残	479,481	△ 138,502	△ 138,502	340,978

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成27年4月1日 残	—	—	455,439
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失	—	—	△ 114,460
株主資本以外の 項目の当期変動額	△ 90	△ 90	△ 90
当 期 変 動 額 合 計	△ 90	△ 90	△ 114,550
平成28年3月31日 残	△ 90	△ 90	340,888

個別注記表

1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、ロット別管理するものはロット別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原 材 料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

レンタル資産

（リース資産を除く）

レンタル契約期間もしくはレンタル投資回収期間を償却年数とし、レンタル契約終了時もしくは稼働年数終了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

その他の有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、広告運営用として保有している資産につきましては定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 2～15年

リ ー ス 資 産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用

均等償却によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

製品保証引当金 当社が納入した製品の不具合に起因する特別の無償補修費用の支出に備えるため、当該金額を個別に見積もり算出した額を計上しております。
また、製品のアフターサービスの支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎として計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：金利変動リスクについて金利スワップ取引を利用しております。
ヘッジ対象：ヘッジ取引により金利変動が固定され、その変動が回避される資金調達取引を対象としております。

ヘッジ方針 資金調達取引にかかる金利変動リスクに対して金利スワップにより特例処理の範囲内においてヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 取引開始時に特例処理に基づく金利スワップ取引であるか評価し、特例処理に基づくスワップ取引についてのみ行っております。

(6) 消費税等の計上方法 税抜方式を採用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	521千円
工具、器具及び備品	255,664千円
レンタル資産	82,064千円
リース資産	44,810千円
合計	383,062千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	23,102,800	—	—	23,102,800

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(平成28年3月31日現在)

繰延税金資産(流動)

未払賞与	4,247千円
未払事業税	228千円
たな卸資産評価損	71,942千円
製品保証引当金	20千円
貸倒引当金	262千円
貯蔵品	954千円
繰延税金資産(流動)小計	77,655千円
評価性引当額	△77,655千円
繰延税金資産(流動)合計	一千円

繰延税金資産(固定)

減価償却費償却限度超過額	1,403千円
繰越欠損金	282,126千円
出資金	3,027千円
ゴルフ会員権	115千円
資産除去債務	787千円
減損損失	5千円
繰延税金資産(固定)小計	287,465千円
評価性引当額	△287,465千円
繰延税金資産(固定)合計	一千円
繰延税金資産合計	一千円

(2) 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

6. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にLED表示機の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、受取手形は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務は、資金調達に係る流動性リスクに晒されています。

借入金、社債及びファイナンス・リースに係るリース債務は、主に運転資金と設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入金の返済期限は最長で決算日後5年、社債の償還期限は最長で決算日後5年、リース債務の償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引権限を定めた社内規程に則り、受注前に取引先の状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限や取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行なっております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

管理部門が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	680,948	680,948	—
(2) 受取手形	16,120	16,120	—
(3) 売掛金	112,245	112,245	—
(4) 投資有価証券 その他投資有価証券	765	765	—
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金（※1）	514 △514		
	—	—	—
(6) 差入保証金	24,754	24,567	△187
資産計	834,835	834,647	△187
(1) 支払手形	11,235	11,235	—
(2) 買掛金	16,772	16,772	—
(3) 未払金	11,590	11,590	—
(4) 未払費用	16,057	16,057	—
(5) 未払法人税等	933	933	—
(6) 未払消費税等	4,154	4,154	—
(7) 預り金	3,927	3,927	—
(8) 長期借入金（※2）	699,580	703,691	4,111
(9) 社債（※3）	150,000	150,114	114
(10) 長期預り金	18,044	18,095	51
(11) リース債務（※4）	38,672	38,130	△541
負債計	970,969	974,705	3,736
デリバティブ取引	—	—	—

（※1）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金は控除しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※3）1年内償還予定の社債を含めております。

（※4）リース債務には、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

- (5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

- (6) 差入保証金

主に建物の賃借時に差入れている保証金であり、契約期間に基づき、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等、(7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (8) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (9) 社債

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (10) 長期預り金

レンタル契約時に預け入れられる保証金であり、契約満了までの期間に基づき、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

- (11) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式(※1)	4,873

(※1) 非上場株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
受取手形	16,120	
売掛金	112,245	—
差入保証金	—	24,754
合計	128,366	24,754

破産更生債権等は、回収時期を合理的に見込むことができないため、上表には記載しておりません。

(注4) 社債、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内
リース債務	11,545	27,127
社債	60,000	90,000
長期借入金	203,480	496,100
合計	275,025	613,227

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	14円76銭
1株当たり当期純損失	4円95銭

8. 退職給付に関する注記

当社は、中小企業退職金共済制度に加盟しており、当事業年度の費用認識した拠出額は8,040千円、平成28年3月31日現在の共済掛金等合計額は53,418千円であります。

9. デリバティブ取引に関する注記

(1) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

- 1) 通貨関連
該当事項はありません。
- 2) 金利関連

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	495,000	365,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年4月25日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当により新株を発行することを決議し、平成28年5月13日に払込が完了しています。

① 発行株式の種類及び数	当社普通株式	739,200株
② 募集株式の払込金額	1株につき119円	
③ 払込金額の総額	87,964,800円	
④ 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額	43,982,400円
	増加する資本準備金の額	43,982,400円
⑤ 払込期日	平成28年5月13日	
⑥ 割当方法	特定の第三者に割り当てる	

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月20日

アビックス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 由 水 雅 人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 倉 本 和 芳 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アビックス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

アビックス株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	山 根 正 裕	㊞
社外監査役	高 橋 俊 博	㊞
監 査 役	小 崎 享	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
1	くま ぎき とも ひさ 熊 崎 友 久 (昭和38年11月27日生)	昭和61年4月 セントラルリース株式会社 (現三菱UFJリース株式会社) 入社 平成2年6月 アビックス販売株式会社入社 平成6年6月 当社取締役就任 平成10年6月 当社取締役副社長就任 平成11年6月 当社代表取締役社長就任 平成19年3月 当社取締役営業本部長就任 平成20年6月 当社取締役副社長就任 平成21年6月 当社代表取締役社長兼CEO就任 (現任)	2,316,300株
2	きり はら たけ のり 桐 原 威 憲 (昭和49年3月10日生)	平成14年5月 JAC Japan (現JAC Recruitment) 入社 平成17年11月 当社入社 平成19年6月 当社管理本部企画総務グループ グループリーダー就任 平成21年6月 当社管理本部本部長就任(現任) 平成26年6月 当社取締役就任(現任)	16,800株
3	こう の よし たか 河 野 芳 隆 (昭和29年8月24日生)	昭和52年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成12年8月 AIGジャパン・パートナーズ・ インク在日代表就任 平成16年3月 株式会社JBFパートナーズ 代表取締役社長就任 平成16年9月 株式会社フォー・ユー(現株式 会社セカンドストリート)取締 役就任 平成19年6月 当社取締役就任 平成21年6月 当社取締役会長就任 平成26年8月 当社取締役就任(現任)	964,900株

(注1) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 河野芳隆氏は社外取締役候補者であります。

(注3) 社外取締役候補者の選任理由及び就任期間について

河野芳隆氏につきましては、事業会社への投資業務における専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、河野芳隆氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。

(注4) 社外取締役としての職務を遂行することが出来ると判断する理由について

河野芳隆氏は、事業会社経営において豊富な経験や経営ノウハウを有しているとともに、映像や通信のビジネスにも精通していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(注5) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外取締役候補者河野芳隆氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となって職務の遂行について善意でかつ重大な過失が無いときに限るものとする。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役高橋俊博氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
いし かわ まさ と 石 川 真 人 (昭和33年1月7日生)	昭和56年4月 株式会社日本債券信用銀行 (現株式会社あおぞら銀行) 入社 平成11年4月 同社退職 平成12年5月 株式会社デジタルガレージ監査役就任 平成14年3月 同社監査役退任 平成15年3月 当社監査役就任 平成26年2月 株式会社日本流通科学情報センター代 表取締役就任 平成26年6月 当社監査役退任 株式会社旅行綜研取締役就任 平成27年6月 株式会社日本流通科学情報センター代 表取締役退任	3,000株

(注1) 候補者と、当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 石川真人氏は社外監査役候補者であります。

(注3) 石川真人氏は、過去に当社の社外監査役でした。

(注4) 社外監査役候補者の選任理由について

石川真人氏につきましては、主に出身分野である銀行業務を通じて培ってきた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(注5) 社外監査役としての職務を遂行することが出来ると判断する理由について

石川真人氏につきましては、株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）で要職を務め、企業会計や商事法務にも精通しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(注6) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、石川真人氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結の予定であります。

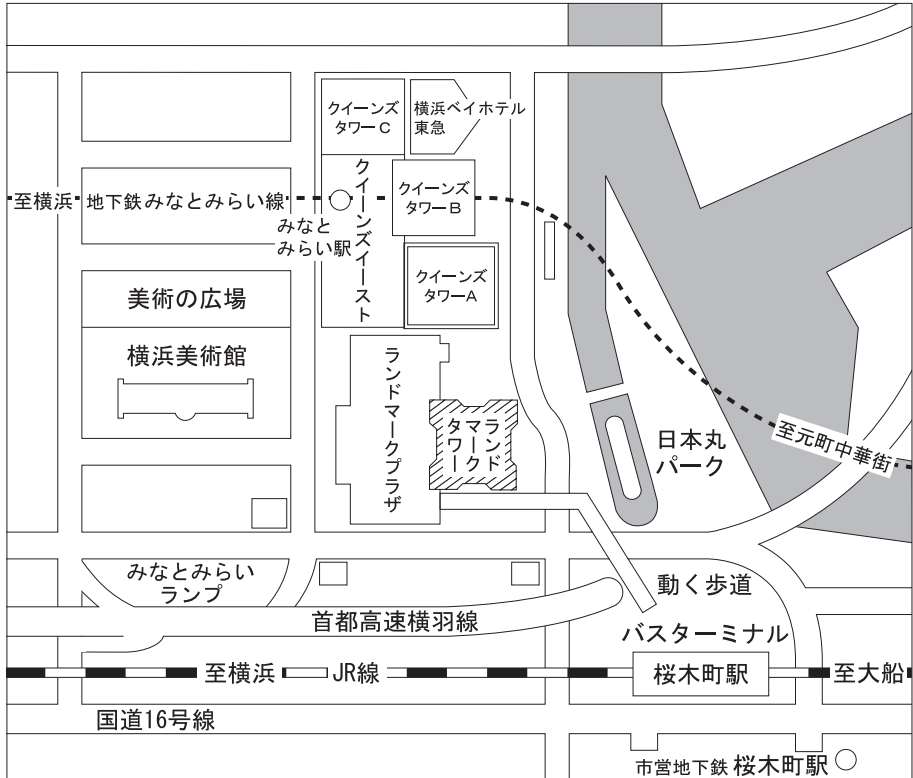
その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失が無いときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
横浜ランドマークタワー 25階



交通のご案内

- ・桜木町駅：動く歩道を進み、ランドマークタワー1階もしくは3階、正面右手のエレベーターをご利用下さい。
- ・みなとみらい駅：エスカレーターを上がり、クイーンズブイーストおよびランドマークプラザを通り抜け1階もしくは3階よりランドマークタワーへお進み下さい。